

宮崎県宮崎海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	北浦漁業協同組合	延岡市 北浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点キの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第301号 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ウ 基点第302号から98度4,550メートルの点 エ 基点第302号 オ 基点第303号 カ 基点第304号 キ 基点第305号 基点第301号、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の位置は次のとおり 基点第301号 大分県、宮崎県宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 なまこ漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	-
共第2号	延岡市漁業協同組合外1組合	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点コ及び点サを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。 ア 基点第305号 イ 基点第304号 ウ 基点第303号 エ 基点第302号 オ 基点第302号から 98度4,550メートルの点 カ 基点第306号から135度1,000メートルの点 キ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ク 基点第307号 ケ 基点第308号 コ 基点第309号 サ 基点第310号 基点第302号、基点第303号、基点第304号、基点第305号、基点第306号、基点第307号、基点第308号、基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ツ礁 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業 おこのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町	-
共第3号	延岡市漁業協同組合	延岡市 浦城町地先 (浦尻湾)	次の点ア及び点イを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 ア 基点第309号 イ 基点第310号 基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 ほや漁業 あおのり漁業 (第二種共同漁業) 磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 須美江町 熊野江町 安井町	-
共第4号	延岡漁業協同組合	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第308号 イ 基点第307号 ウ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 エ 基点第311号から95度1,400メートルの点 オ 基点第312号から90度2,200メートルの点 カ 基点第312号 基点第307号、基点第308号、基点第311号及び基点第312号の位置は次のとおり 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘	-

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第5号	延岡市漁業協同組合外1組合	延岡市 緑ヶ丘地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第312号 イ 基点第312号から90度2,200メートルの点 ウ 基点第313号から100度1,500メートルの点 エ 基点第313号 基点第312号及び基点第313号の位置は次のとおり 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たご漁業 (第二種共同漁業) 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町	—
共第6号	延岡市漁業協同組合	延岡市 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点キ、ク、ケ、コ及び点サを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第313号 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ウ 基点第314号から90度 1,000メートルの点 エ 基点第315号から90度 1,000メートルの点 オ 基点第315号 カ 基点第316号 キ 基点第317号 ク 基点第317号から71度38分 749メートルの点 ケ 基点第318号から58度 750メートルの点 コ 基点第318号から90度 470メートルの点 サ 基点第318号 基点第313号、基点第314号、基点第315号、基点第316号、基点第317号及び基点第318号の位置は次のとおり 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱 基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あかがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えさむし漁業 たご漁業 なまこ漁業 おこのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	延岡市 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡	—
共第7号	庵川漁業協同組合外1組合	東臼杵郡 門川町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第316号 イ 基点第315号 ウ 基点第315号から90度1,000メートルの点 エ 基点第319号から90度1,000メートルの点 オ 基点第320号から96度3,300メートルの点 カ 基点第320号 キ 基点第321号 ク 基点第322号 基点第315号、基点第316号、基点第319号、基点第320号、基点第321号及び基点第322号の位置は次のとおり 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先批榔島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平礁南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たご漁業 なまこ漁業 おこのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふさのり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	—
共第8号	庵川漁業協同組合外2組合	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第320号 イ 基点第320号から96度3,300メートルの点 ウ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 エ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 基点第320号、基点第323号及び基点第324号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ばい漁業 (第二種共同漁業) 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第9号	日向市漁業協同組合	日向市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第325号 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 ウ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 エ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 オ 基点第326号から135度1,000メートルの点 カ 基点第327号から120度1,000メートルの点 キ 基点第328号から117度 800メートルの点 ク 基点第329号から117度2,500メートルの点 ケ 基点第329号 基点第320号、基点第323号、基点第324号、基点第325号、基点第326号、基点第327号、基点第328号及び基点第329号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イウイ燈台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端 基点第327号 日向市大字財光寺地先トド口礁 基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業(貝殻を含む) いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 いかい漁業 かめのて漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日向市	—
共第10号	都農町漁業協同組合	児湯郡都農町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第329号 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第330号から117度2,500メートルの点 エ 基点第330号 基点第329号及び基点第330号の位置は次のとおり 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	児湯郡都農町	—
共第11号	川南町漁業協同組合	児湯郡川南町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第330号 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第331号から117度2,500メートルの点 エ 基点第331号 基点第330号及び基点第331号の位置は次のとおり 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業 (第二種共同漁業) 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	児湯郡川南町	—
共第12号	川南町漁業協同組合	児湯郡高鍋町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第331号 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ウ 基点第332号から117度700メートルの点 エ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上(117度)、基点第333号から300メートルの点 オ 基点第333号 基点第331号、基点第332号及び基点第333号の位置は次のとおり 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	児湯郡川南町高鍋町	—
共第13号	宮崎市漁業協同組合	宮崎市大字折生迫青島大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第334号 イ 基点第334号から 90度3,300メートルの点 ウ 基点第335号から 90度2,200メートルの点 エ 基点第336号から100度2,500メートルの点 オ 基点第336号 基点第334号、基点第335号及び基点第336号の位置は次のとおり 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 かぎいばらのり漁業 きりんさい漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮崎市大字折生迫青島大字内海	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第14号	日南市漁業協同組合	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第336号 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点 ウ 基点第337号から90度2,000メートルの点 エ 基点第338号から162度1,500メートルの点 オ 基点第338号 基点第336号、基点第337号及び基点第338号の位置は次のとおり 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 基点第337号 日南市大字宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井	—
共第15号	日南市漁業協同組合	日南市 大字風田 大字平野 油津 大字下方 大字津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第338号 イ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ウ 基点第339号から90度1,000メートルの点 エ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 オ 基点第340号 カ 基点第341号 キ 基点第342号 ク 基点第343号 基点第338号、基点第339号、基点第340号、基点第341号、基点第342号及び基点第343号の位置は次のとおり 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日南市 油津 西町 春日町 園田 材木町 岩崎 木山 瀬西 瀬貝 大字平野 大字風田 大字平山 梅ヶ浜 乙姫町 天福 大字隈谷 大字下方 大字上方 大字津	—
共第16号	南郷漁業協同組合外1組合	日南市 南郷町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第340号 イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ウ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点 エ 基点第345号 オ 基点第346号 基点第340号、基点第344号、基点第345号及び基点第346号の位置は次のとおり 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 いがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 かき漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日南市 南郷町	—
共第17号	串間市東漁業協同組合	串間市 大字都井 大字大納 大字市木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第346号 イ 基点第345号 ウ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メートルの点 エ 基点第347号から90度 500メートルの点 オ 基点第348号から100度1,000メートルの点 カ 基点第349号から90度1,200メートルの点 キ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ク 基点第351号から180度 500メートルの点 ケ 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メートルの点 コ 基点第353号から180度1,000メートルの点 サ 基点第353号 基点第344号、基点第345号、基点第346号、基点第347号、基点第348号、基点第349号、基点第350号、基点第351号、基点第352号及び基点第353号の位置は次のとおり 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 基点第347号 串間市大字市木地先水島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納字小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納字岬大黒礁 基点第351号 串間市大字大納字岬黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井字里井、合六島先端	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 あまのり漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	串間市 大字都井 大字大納 大字市木	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第18号	串間市漁業協同組合	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第353号 イ 基点第353号から180度 1,000メートルの点 ウ 基点第354号から180度 1,000メートルの点 エ 基点第355号から216度 2,000メートルの点 オ 基点第355号 カ 基点第356号 キ 基点第357号 ク 基点第358号 ケ 基点第358号から170度30分 93メートルの点 コ 点ケ から260度23分1,012メートルの点 サ 基点第359号 基点第353号、基点第354号、基点第355号、基点第356号、基点第357号、基点第358号及び基点第359号の位置は次のとおり 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標紙 基点第354号 串間市大字崎田字屋方荒崎鼻先端 基点第355号 宮崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点 から100度43分3.127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分 132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分 76メートルの点 基点第359号 点コ から351度32分1,496メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 かき漁業 ささえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たご漁業 てんぐさ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松	—